

現職教員向け
(在職年数+単位修得)

特別支援学校教諭の免許状取得について

(教育職員免許法第6条別表第7)

【1授与】 根拠規定：高知県教育職員免許状に関する規則第14条別表（6特別支援学校教諭免許状）

種類	基礎となる免許状	在職年数
2種免許状	幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教諭の普通免許状	基礎となる免許状を取得した後、当該校種の教員として良好な勤務成績で3年以上
1種免許状	特別支援学校教諭2種免許状	基礎となる免許状を取得した後、当該免許状領域の教員として良好な勤務成績で3年以上

＜必要単位数＞ 基礎免許状の取得以降に修得した単位であること。

特別支援教育に関する科目		必要教育領域	1種		2種	
必要な総単位数			6単位以上		6単位以上	
下の各欄ごとに必ず修得しなければならない単位数			内訳		内訳	
第1欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目		—		1単位以上 (※)	
第2欄	特別支援教育領域に関する科目 (免許状に定める領域の科目)	・心理、生理、病理	視・聴	1単位以上	2単位以上	1単位以上
		・教育課程、指導法	視・聴	1単位以上	2単位以上	2単位以上
第2欄	特別支援教育領域に関する科目 (免許状に定める領域の科目)	・心理、生理、病理	知・肢・病	1単位以上		1単位以上
		・教育課程、指導法	知・肢・病	1単位以上		1単位以上
第3欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	・心理、生理、病理 ・教育課程、指導法	第2欄の5領域のうち免許状に定めない領域(含む領域可) + 重複・LD等	1単位以上		1単位以上

(※) 特別支援教育の基礎理論に関する科目の単位の修得方法は、2単位を上限とし、2単位を超える単位数があるときには2単位とみなすものとする。

単位修得例

【単位修得例1】 特別支援学校教諭2種（知・肢・病）の免許取得

第1欄	第2欄	第3欄	総修得単位数
基礎理論に関する科目 1単位	知的障害者 1単位 肢体不自由者 1単位 病弱者 1単位 計 3単位	重複・LD等 1単位 (含む領域 視、聴、知、肢、病) 視覚または聴覚 1単位 計 2単位	6単位

【単位修得例2】 特別支援学校教諭2種（視覚・聴覚・知・肢・病）の免許取得

第1欄	第2欄	第3欄	総修得単位数
基礎理論に関する科目 1単位	視覚障害者 2単位 聴覚障害者 2単位 知的障害者 1単位 肢体不自由者 1単位 病弱者 1単位 計 7単位	重複・LD等 (含む領域なし) 1単位	9単位

【単位修得例3】 特別支援学校教諭2種（知・肢・病）を所有している者が1種（知・肢・病）へ上進

第2欄	第3欄	総修得単位数
知的障害者 1単位 肢体不自由者 1単位 病弱者 1単位 計 3単位	重複・LD等 1単位 (含む領域 視、聴、知、肢、病) 任意の領域 2単位 計 3単位	6単位

※1 「心理、生理、病理」と「教育課程、指導法」の両方を含む単位

※2 「心理、生理、病理」と「教育課程、指導法」をそれぞれ各1単位

【2領域追加】 根拠規定：教育職員免許法施行規則第7条第5項

2種免許状に追加	所有する特支免許状に定められている領域又は、追加を受けようとする新教育領域を担当する教員として（幼小中等の教員を含む）良好な勤務成績で1年以上
1種免許状に追加	所有する特支免許状に定められている領域又は、追加を受けようとする新教育領域を担当する教員として良好な勤務成績で1年以上

＜必要単位数＞ 単位の修得時期の制限は特にない。（基礎となる領域と同時期に修得した単位でも使用可）

特別支援教育に関する科目		必要教育領域	最低修得単位数				
			1種	2種			
各特別支援教育に関する科目ごとの領域の追加に必要な合計修得単位数			4又は2単位以上	1又は2単位以上			
第1欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目		修得不要です				
第2欄	特別支援教育領域に関する科目	・心理、生理、病理	視・聴	1	4	1	2
		・教育課程、指導法	視・聴	1		1	
		・心理、生理、病理	知・肢・病	1	2（※）	両方の内容を含む1	
		・教育課程、指導法		1			
第3欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	・心理、生理、病理 ・教育課程、指導法	重複・LD等	修得不要です			

（※） 当該教育課程等に関する科目並びに当該心理等に関する科目及び当該教育課程等に関する科目の内容を含む科目についてそれぞれ1単位以上でもよい。

単位修得例

【単位修得例1】 特別支援学校教諭2種（知・肢・病）へ視覚障害者の領域を追加

第2欄	
視覚障害者（教育課程、指導法）	1単位
視覚障害者（心理、生理、病理）	1単位
計	2単位

【単位修得例2】 特別支援学校教諭1種（視覚障害者）へ知的障害者の領域を追加

第2欄	
知的障害者（教育課程、指導法）	1単位
知的障害者（心理、生理、病理）	1単位
計	2単位

又は

第2欄	
知的障害者（教育課程等＋心理等）	1単位
知的障害者（教育課程、指導法）	1単位
計	2単位

【単位修得例3】 特別支援学校教諭1種（知・肢・病）へ聴覚障害者の領域を追加（聴覚障害の2種免許状所有）

第2欄	
聴覚障害者（教育課程、指導法）	1単位
聴覚障害者（心理、生理、病理）	1単位
計	2単位

1種免許状に必要な単位数から2種免許状に必要な単位数を差し引いた単位数を修得すればよい。

・領域の追加を申請する場合は、追加しようとする免許状の授与を受けた都道府県教育委員会へ申請することになります。
（高知県教育委員会の認定講習で修得した単位の使用の可否など詳細については、各都道府県教育委員会へお問い合わせください。）

【問い合わせ先】

高知県教育員会事務局 教職員・福利課 人事企画担当
電話 088-821-4903 FAX 088-821-4725
ホームページ <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310601/>



申請に必要な書類（高知県教育職員免許状に関する規則第5条及び第5条の2）

提出書類名	授与		領域の追加	
	1種	2種	1種	2種
(1) 教育職員免許状授与（検定）願	●	●	●	●
(2) 履歴書	●	●	●	●
(3) 基礎となる免許状の写し又は授与証明書	●	●		
(4) 特別支援学校教諭免許状の原本 ※1			●	●
(5) 学力に関する証明書（単位修得証明書）	●	●	●	●
(6) 実務に関する証明書	※2	●	●	●
(7) 教科又は特別支援教育領域に関する証明書		●		●
(8) 身体に関する証明書	※3	●	●	●
(9) 宣誓書		●	●	●
(10) その他	必要に応じて ※4			
(11) 手数料（高知県収入証紙）	5,000円			

※1 原本を紛失している場合は、紛失申出書（第6号様式）をもってこれにかえることができます。ただし、授与証明書が必要となります。

※2 証明者区分は以下のとおりです。

- ・ 大学附置の国立学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第2項に規定する国立学校をいう。）又は公立学校（幼稚園を含む。以下同じ。）の教育職員にあっては当該大学の学長
- ・ 私立学校の教育職員にあっては当該私立学校を設置する学校法人の理事長
- ・ 市町村立学校の教育職員の場合は、市町村教育委員会
- ・ 県立学校の教育職員は、各証明書交付願（学校長の副申が必要）とあわせて提出してください。高知県教育委員会で証明します。

※3 現に公立学校の教育職員として在籍する者は省略可能です。公立学校以外の学校に勤務する方は「在職証明書」の提出により替えることができます。

※4 申請書類と添付する証明書、免許状の写しに記載された本籍地、氏名が申請時と異なる場合は、戸籍抄本等の改正を証明する書類が必要となります。
また、必要に応じて教職員・福利課が提出を求めるもの。

様式については、高知県申請届出様式ダウンロードサービスよりダウンロードしてください。

<http://web2.pref.kochi.jp/~sinsei/main/list.asp?bukyoku=kyouiku#310601>

